

和泉市危機管理指針

平成 25 年 4 月 改定

和 泉 市

目 次

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第2節	定義	1
第3節	責務	2
第4節	危機管理マニュアル	2
第2章	事前対策	3
第1節	危機管理意識の高揚	3
第2節	危機管理体制の整備	3
第3節	情報収集伝達体制の整備	4
第4節	資機材の整備	4
第5節	訓練・研修の実施	4
第3章	応急対策	5
第1節	初動措置	5
第2節	情報の収集伝達及び管理	5
第3節	危機管理対策本部の設置	5
第4節	応急対策の検討・実施	6
第4章	事後対策	7
第1節	復旧対策の推進	7
第2節	被害者の救済	8
第3節	危機評価と再発防止	8

〔参考資料〕

①	(別表1) 危機事象事例と担当部	9
②	(別表2) 部危機管理マニュアル構成例	11
③	(別表3) 市危機管理対策本部組織編成	12
④	(別表4) 危機事象発生状況報告書	15
⑤	(別表5) 行政の信頼を損なう事象発生状況および事後処理報告書	16
⑥	和泉市危機管理のためのシステム	17
⑦	情報連絡図	18
⑧	防災対策及び国民保護との関連	19

第1章 総 則

第1節 目 的

本指針は、これまで個別対応に任され、全庁的対応方針が整理されていなかった「危機」に対して基本的・共通的な事項について指針を定めるとともに、危機事象が本市域及びその周辺に発生した場合又は発生するおそれがある場合に、職員の全員が常時共通の認識を持ち、危機の発生に対し最も効果的な体制を迅速に構築することで、市民の生命、身体及び財産に及ぼす被害若しくは損失の防止・軽減及び職員の公正な職務の遂行を図ることを目的とする。

第2節 定 義

この指針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 危機事象

危機事象とは、次に示すものを言う。

- ① 市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある災害・事件・事故。
 - ② 市行政の円滑な推進に重大な影響を及ぼす事件・事故
- ①、② の内、次のいずれかに該当するものは除く
- イ、平常時の業務の範囲と考えられるもの。
 - ロ、財政危機や経済危機（企業倒産、大量失業）など突発的、直接的でない事象。

この指針の対象となる危機事象とは、市民の社会経済活動や日常生活に重大な影響を及ぼす緊急事態や市の行政運営に重大な支障をもたらす突発的な事故等であり、「災害対策基本法」で定める風水害、地震災害、津波、高潮その他の異常な自然災害及び航空機災害、市街地火災、高層建築物災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等）、放射線災害などの危機事象についての危機管理マニュアルは、「和泉市地域防災計画」をもって充て、また、武力攻撃や大規模テロ等などの危機事象についての危機管理マニュアルは、「和泉市国民保護計画」をもって充てるものとする。しかしながら、個別事案により行動計画やマニュアル整備が必要とみなされる場合はこの限りでない。

危機事象は、おおむね次のとおり区分される。具体の事例及び所管する部局は別表1のとおりとする。

- ❶ 市民の生命、身体及び財産に直接被害を与える事象
 - ☆ 大規模な火災・爆発
 - ☆ 大規模な食中毒や感染症の蔓延、放射性物質や毒物の漏洩
- ❷ 市民生活に不安や不信を与える事象
 - ☆ 犯罪発生が増加と治安の悪化
 - ☆ ライフラインの機能停止、障害
 - ☆ 有害物質による環境被害
 - ☆ 医療事故、人権侵害
- ❸ 行政の信頼を損なう事象
 - ☆ 職員の事故・不祥事事件
 - ☆ 個人情報・機密情報の漏洩
 - ☆ コンピュータシステムの障害

☆ 不審者等による危害・攻撃

(2) 危機管理

危機管理とは、危機の発生を未然に防ぐための事前対策、万が一危機が発生した場合の被害拡大防止のための応急対策及び被災後の市民生活の安定を図るための復旧対策など、これら諸施策を総合的に推進することをいう。

(3) 危機管理マニュアル

危機管理を円滑かつ適切に行うため、組織単位から個人単位にいたるまで、必要な対応策をまとめた手順書。

第3節 責 務

(1) 職員の責務

職員は、自らの職務及び立場に応じて、常に起こりうる危機事象を想定し、その対応策を検討するとともに、情報の伝達網を確認し、訓練などを通じて必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

(2) 各部局の責務

各部局は、想定される各部局所管の危機事象に備え、危機管理マニュアルを整備し、危機事象発生時は、情報収集等の初動措置を講じるなど危機管理マニュアルに基づき行動するとともに、公民協働推進室危機管理担当（以下「危機管理担当」という。）及び関係部局、関係機関と連携を確保して対応しなければならない。

(3) 危機管理担当の責務

危機管理担当は、市の危機管理能力向上のための企画、調整、訓練等を実施するとともに、所管部局が複数の部局で対応する場合若しくは不明確な危機事象が発生した場合や、大規模または市民の不安等の理由により社会的影響が大きい危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合、全庁的な対応として危機管理担当が中心となって関係部局及び関係機関と連携し、危機管理措置を講じなければならない。

第4節 危機管理マニュアル

各部局は、所管する事業の危機事象に対応するため、「危機発生に備えた危機意識の高揚」や「危機管理組織・体制の整備、訓練の実施など予防措置の実施、危機事象発生時の情報の収集・伝達」や「人命の安全確保のための応急対策の実施、被害者に対するフォローなどの事後対策の実施」など、危機事象別にマニュアルを整備する。

危機管理マニュアル作成の優先順位は、市民の生命、身体及び財産に影響のある事象、市民生活に不安を与える事象を優先して整備する。

危機管理マニュアルは、関係部局及び関係機関と十分協議調整を行い作成するとともに、常に状況の変化に対応できるよう、必要な見直しを行うものとし、危機管理担当はこれを支援する。

所管部局が複数の部局で対応する場合の危機事象が発生した場合の危機管理マニュアルは、相互のマニュアル機能が潤滑に機動するよう危機管理担当が中心となって、関係部局との連絡調整を図るものとする。なお、作成（修正）された危機管理マニュアルは、危機管理担当に報告する。

危機管理マニュアル作成時での構成例は、おおむね別表2のとおりとする。

第2章 事前対策

第1節 危機管理意識の高揚

(1) 組織の危機管理能力の向上

危機管理担当は、庁内全体の危機管理体制の向上を図るため、各部局が行う職員研修や市民啓発に支援・助言をおこなう。

各部局は、危機事象発生時の被害や影響を軽減するため、常に組織として危機管理に対応できるよう、起こりうる事態を想定しておくとともに、それに対処すべき体制、人員、資機材及び行動の手順などについて点検し、訓練しておくものとする。

(2) 職員の危機管理の向上

職員は、自己の職務や立場によって必要な「危機を感知できる感性」を常に保持・向上させるとともに、危機管理の知識や技術の向上に努めるものとする。

人事担当課は、職員の危機意識向上のため、危機管理一般のコンプライアンス研修を実施、各部局については関係部局と連携し、具体的な危機事象を想定した訓練・研修を実施する。

(3) 市民に対する危機意識の啓発

各部局は、危機発生時の被害軽減のため、市民に対し、具体的な危機事象に対する啓発を行う。

第2節 危機管理体制の整備

(1) 危機管理担当者

平時における危機管理に必要な連絡・調整を行うため、各部局に危機管理担当者（各課・室担当の長、以下「各課危機管理担当者」という。）を置く。各課危機管理担当者は、平常時においては危機管理担当者会議に参加し危機管理担当や関係部局との連絡調整にあたりるとともに、和泉市危機管理対策本部（以下「市危機管理対策本部」という。）設置時には当該本部に従事する。

(2) 本部体制の整備

危機事象の内容・規模に応じて、「市危機管理対策本部」、「部危機管理対策本部」及び「現地危機管理対策本部」を置く。

① 市危機管理対策本部

本市域において、全庁的な対応を要する重大な危機事象に総合的に対応するため、必要に応じ、市長を本部長とする「市危機管理対策本部」を庁舎内に設置するものとする。

市危機管理対策本部は、危機事象に関するすべての情報を収集・伝達・分析・広報するとともに、関係機関との連携のもと、必要な対策を速やかに決定・実施することにより、市民の被害の軽減を図る。市危機管理対策本部の運営（現地危機管理対策本部を含む。）に必要な事項は、別に定める。

② 部危機管理対策本部

各部局が所管する危機事象が発生し、または発生するおそれがある場合は、部長（局長又は室長）を本部長とする「部危機管理対策本部」を設置するものとする。この場合、危機事象の内容によって社会影響が大きいと市長が判断した場合は、市危機管理対策本部に移行し、市危機管理対策本部の指揮の下、各部必要な対策を講じるものとする。

部危機管理対策本部の運営に必要な事項は、市危機管理対策本部の例に準じ別に定める。

③ 現地危機管理対策本部

市・部危機管理対策本部設置時において、必要に応じ、現地に市長が指名する者又は危機事象発生部の部長が指名する者を長とする「現地危機管理対策本部」を設置するものとする。

(3) 事務局

市危機管理対策本部事務局は、各課危機管理担当者、市長公室、市長があらかじめ指名した関係部局職員及び部危機管理対策本部の従事者等により構成し、各部局との連絡、情報の収集・伝達、広報その他の事務を処理する。

夜間休日の職員の動員が困難な場合に備え、あらかじめ、本庁の直近居住職員を初動対応要員として指名するとともに、さし迫った危機事象の発生が予想される場合などにおいては、必要に応じて危機管理当直を置くなど、初動要員を確保する。

(4) 関係機関との連携

各部局は、危機事象発生時においては、関係行政機関、関係公共機関、市民団体、NPO、ボランティアその他の関係者と連携を図り、被害の軽減に努めるものとする。

第3節 情報収集伝達体制の整備

(1) 通信設備の整備

危機事象発生時およびその恐れのある場合、危機管理担当が中心となり関係部局や関係機関等と円滑・迅速に情報の収集・伝達・共有・分析・管理を行うため、あらかじめ危機管理情報のシステムの整備を図るものとする。この際、情報の途絶・輻輳に備えて、情報通信網の多ルート化・多重化を図る。

(2) 情報連絡網の整備

各部局は、危機事象発生に備え、夜間休日の場合を含め、情報連絡網を整備し、職員に周知しなければならない。

第4節 資機材の整備

各部局は、危機事象に備え、必要な資機材を備蓄・整備する。備蓄に適さない物資については、関係者と協議し、円滑な調達を図れるよう調整しておく。

第5節 訓練・研修の実施

危機管理担当及び各部局は、危機管理マニュアルに即した行動がとれるよう、危機管理に関する図上訓練や個別活動訓練及び職員に対する教育・研修を実施する。

訓練実施時には、訓練結果を関係者で評価し、明らかになった課題等はマニュアルの見直しなどに活用する。

第3章 応急対策

第1節 初動措置

各部局は、危機事象の発生を把握したときは、直ちに最新の情報を市長及び危機管理担当に報告して必要な指示を仰ぐとともに、平日勤務時間内においては直ちに、夜間休日においては45分以内に、それぞれ職員を動員して応急措置実施体制を確立する。

第2節 情報の収集・伝達及び管理

(1) 情報の収集

各部局は、夜間休日を含め、危機事象が発生し、またはその恐れのある場合は、警察、消防その他の関係機関の協力を得て、正確・迅速に情報を収集する。

(2) 情報の伝達と内容

各課危機管理担当者は、職員が収集把握した危機事象について、速やかに上司及び危機管理担当に内容(①危機事象 ②発生場所 ③発生時間 ④具体的状況 ⑤関係機関の動き ⑥必要な対応の判断・意見等)を報告するとともに、必要な指示を受けなければならない。

危機管理担当は、必要に応じ収集した情報を各課危機管理担当者に連絡する。

(3) 情報の管理

各部局が収集した情報は、別表4に記載し、パソコン等にて情報の一元的を行い、広報担当課と調整の上、報道機関への提供とともに、防災無線やメールマガジン、また、ホームページなどのSNSも活用し、職員や市民にも積極的な情報提供を行う。

第3節 危機管理対策本部の設置

(1) 市危機管理対策本部

危機管理担当は、重大な危機事象発生の情報を入手したときは、速やかに市長に報告し、その指示のもとに「市危機管理対策本部」を設置する。

部危機管理対策本部設置時において、危機事象の規模・状況により、被害や社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要と判断される場合も同様とする。

市危機管理対策本部の構成例は、別表3のとおりとする。

(2) 部危機管理対策本部

各部局は、危機事象が発生し、または発生するおそれがある情報を入手した場合は、「部危機管理対策本部」等を設置する。この場合、必要に応じ専門家等の意見を聴取し、行動内容を決定する。また、部本部の設置等、必要な事項は危機管理担当及び市長等に報告し指示を仰ぐものとする。

その体制及び実施する業務等については、あらかじめ危機管理マニュアルにおいて定めておく。

危機事象の規模・状況により、被害や社会的影響が大きく、全庁的対応が必要と判断される場合は、所管部長は市長公室長と協議のうえ市長の判断を仰ぎ、市危機管理対策本部に移行する。

(3) 事務局

市危機管理対策本部設置時は、本部に事務局を設置し、おおむね次の事務を処理する。

班名	事務分担
総務班	・対策本部の設置運営 ・関係機関との連絡調整 ・職員の動員指令 ・応急対策等に係る財政上の施策
対策班	・応急対策の検討・調整 ・避難、救出、救護、救援などの検討・調整
情報班	・被害情報の収集・伝達・報告・分析・記録 ・応急対策の情報収集・報告 ・通信伝達体制の整備
広報班	・報道発表、報道機関への情報提供 ・報道提供資料の収集・報告・記録 ・市民への直接広報

事務局は、各課危機管理担当者、市長公室、市長があらかじめ指名した関係部局の職員並びに部危機管理対策本部に従事する職員等で構成する。

部危機管理対策本部設置時においても、本部長が必要と認めたときは、市危機管理対策本部に準じ、事務局を設置する。この場合の処理すべき事務と担当は、危機管理マニュアルにおいて定めるものとする。

(4) 職員の動員

各部局は、危機管理対策本部設置時は、あらかじめ定めたマニュアルに沿い、危機事象の規模・状況に応じた職員の動員配備を行う。この場合、業務遂行に専門知識や技術が必要な場合、あらかじめ経験職員やキーパーソンを把握しておく。

第4節 応急対策の検討・実施

1 個別応急対策の実施

(1) 救助

危機事象発生時において、人的被害が発生した場合は、人命の救出及び安全確保を最優先し、消防、警察、自衛隊、消防団及び自主防災組織等の関係機関の協力を得て、被害者の救出・救助に万全を尽くす。

(2) 避難勧告及び指示

危機事象により、人的な被害が発生するおそれがある場合は、避難対象区域、避難先、避難ルートを定め、迅速に避難の勧告若しくは指示を行う。この場合、避難先の安全確保や避難広報、避難誘導に配慮し、関係機関の協力を求める。

(3) 避難所開設

住家の滅失・損壊等により避難を要する市民に対し、避難所を開設する。避難所の運営は、学校関係者の協力を得て避難所運営マニュアルに沿って行い、現地危機管理対策本部が救援活動を行う。

(4) 緊急物資の供給

危機事象により、水、食糧、生活必需品等の確保が困難な市民に対しては、速やかに必要な備蓄物資の提供など、必要な措置を講じる。

(5) 医療救護及び保健衛生

危機事象により負傷または疾病にかかった市民等に対しては、市立病院をはじめとする災害協力病院及び和泉市医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力を得て、適切な医療救護活動を行う。また、食中毒又は感染症にかかる危機事象が発生した場合は、患者の医療、消毒、二次感染予防措置、医薬品等の確保、その他必要な保健衛生及び医療救護活動を実施する。

(6) 応援の要請

危機事象に対する市の対応能力が限界を超えると判断されるときは、大阪府、自衛隊、関係自治体、関係団体等に応援を要請する。この場合、応援の受け入れのための連絡員や応援部隊活動拠点の提供などを行う。

(7) 二次被害の防止

危機事象による被害の拡大と二次被害の防止を図るため、危機管理対策本部は、危険施設や区域の安全点検、立入りの制限、広報、その他必要な二次被害防止措置を講じる。

2 広報

(1) 市民への広報

危機事象発生時において、被害の拡大を防止し、市民の安全を確保するとともに、社会的な混乱を回避するため、次の事項について、関係機関の協力を求めつつ、広報紙、チラシ、防災無線、広報車、ホームページ、FB・TW・メールマガジン、回覧版などあらゆる手段を通じて、迅速・的確な情報提供に努める。

- ① 危機事象の発生状況
- ② 今後の見通し
- ③ 応急対策の実施状況
- ④ 市民に求める行動
- ⑤ その他の関連情報

(2) 報道機関への情報提供

報道発表及び報道機関への情報提供については、危機管理対策本部において、内容、発表時期、発表方法等を決定し、市民の不安解消のため、積極的な広報に努める。報道対応について、状況に応じ、プレスルーム、通信回線などの便宜を提供する。

第4章 事後対策

第1節 復旧対策の推進

(1) 安全確認

危機事象に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大のおそれがないと判断した場合は、関係機関と連携して、速やかに当該危機事象の安全確認を行う。

安全が確認された場合は、速やかに報道機関に情報提供するとともに、広報車、防災無線、ホームページ、SNS、メールマガジンなどを通じて市民に周知する。

(2) 施設の復旧

危機事象により施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧し、市民生活への

影響を最小限に止める。施設の復旧に長期を要する場合は、代替施設・機能の導入や臨時施設の開設等、必要な対策を講じる。

(3) 市民生活の安定

危機事象により、情報、交通、物流、金融、健康、教育、その他の社会環境に重大な停滞・機能停止をきたした場合は、関係機関の協力を得て、速やかな機能回復を図り、市民生活の安定を図る。

第2節 **被害者の救済**

(1) 生活相談

被害を受けた市民からの相談に対応するため、必要な窓口を開設する。

(2) 健康相談

危機事象による負傷・疾病、又は生活環境の激変による健康への著しい不安などに対処するため、保健所や医師会等と協力し、健康相談を実施する。また、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対処するため、心のケアを行う。

(3) 生活支援

危機事象により住居を失い、または生活の糧を失うなど、自己の力では生活の再建が困難と認められる被害者に対しては、関係機関と協議のうえ、速やかな生活再建支援のための方策を講じる。

第3節 **危機評価と再発防止**

(1) 危機評価

各部局は、本市で発生した危機事象のみならず、市域外での危機事象の原因、状況、対応策、課題などを取りまとめ、関係者とともに評価することにより、マニュアルの見直しや対策の改善に資する。

(2) 再発防止

各部局は、危機事象の事後評価や類似事象に対する図上演習などを通じて、常に対応マニュアルを点検し、見直すとともに、職員への周知を図る。

(3) 行政の信頼を損なう事象の再発防止

各部局は、危機事象の再発防止に向け、事後評価はもとより、発生した事象の一連の内容（①危機事象 ②発生場所 ③発生の時系列（上司への報告内容含む） ④具体的内容 ⑤関係機関の動き ⑥必要な対応の判断・意見等 ⑦対応した具体的内容 ⑧措置後の現況 ⑨再発防止に向けた対応マニュアル）を別表5の様式に記載し、職員への周知徹底を行う。

別表1 — 【危機事象事例と担当部】

想定危機事象	担当部
危機事象全般	危機管理担当
市長等への危害	市長公室
情報システム障害・停止	
コンピュータウィルス	
情報システムセキュリティ不備による機密情報の漏洩	
その他、関係事象	
議員への危害	議会事務局
その他、関係事象	
職員の不祥事	総務部
人権侵害、虐待	
本庁舎設備の機能停止	
入札・契約に係る不祥事	
財政運営・執行の重大な瑕疵	
個人情報漏洩	
その他、関係事象	
大気、土壌汚染など著しい環境汚染	環境産業部
有害物質の漏洩	
産業廃棄物の不法投棄による健康被害	
大規模製造所の事故	
溜池による被害	
大型野生獣による市民への危害	
その他、関係事象	
食中毒及び感染症による健康被害	生きがい健康部 こども部
児童虐待	
毒物・劇物による健康被害	
食・飲料水等にかかわる健康被害	
危険動物ペットによる市民への事故	
その他、関係事象	
違反建築物による事故	都市デザイン部
市営住宅の老朽化等に伴う事故	
大規模工事における事故	
土木施設の建設工事に係る事故	
土木施設に係る事故	
道路・橋梁・河川などの事故	
公園における事故	
市管理道路にかかる事故	
その他、関係事象	
下水道事故	上下水道部
取水水質汚染	
異常渇水による水不足	
導水配水管事故	

その他、関係事象	
学校園施設における事件・事故	教育委員会
幼児・児童・生徒に対する危害	
学校園における食中毒・感染症	
修学旅行時の事故	
児童生徒による重大な犯罪	
その他、関係事象	
医療事故	市立病院
院内感染	
その他、関係事象	
消防活動を要する危機事態全般	消防本部
大規模火災（ビル・工場・山林等）	
爆発事故災害	
鉄道事故災害	
高速自動車道等における大規模交通事故・多数傷病者発生事故	
その他、関係事象	
市所管施設における事件・事故	各部等共通
各種システムの障害	
イベント開催時における事件・事故	
各種事件・事故	
公務中の交通事故	

(別表2) 部危機管理マニュアル構成例

大項目	中項目	小項目
1 総則	1、目的 2、定義 3、責務	☆ マニュアルの目的 ☆ 用語の定義 ☆ 対応方針の明記と目標設定
2 事前対策	1、危機管理意識の高揚 2、危機管理体制の整備 3、情報収集伝達体制の整備 4、資機材の整備 5、訓練の実施	☆ 危機意識の高揚 ☆ 研修訓練の実施 ☆ 各課危機管理担当者の明記 ☆ 日常と危機発生時の組織・体制 ☆ 情報収集手段、収集網の整備 ☆ 危機管理担当や関係機関との連携 ☆ 資機材の備蓄と調達 ☆ 図上訓練と実動訓練
3 応急対策	1、初動措置 2、情報の収集伝達及び管理 3、危機管理対策本部の設置 4、応急対策の検討・実施	☆ 初動体制確立 ☆ 情報の収集・伝達 ☆ 情報の管理・分析・共有 ☆ 部危機管理対策本部、現地危機管理対策本部 ☆ 救出、救助、避難、救援等の必要事項 ☆ 広報
4 事後対策	1、復旧対策の推進 2、被害者の救済 3、危機評価と再発防止	☆ 生活再建、安全確認 ☆ 心と健康のフォロー ☆ 原因調査、課題整理、評価 ☆ マニュアルの見直し
資料		☆ 資料

(別表3) 市危機管理対策本部組織編成表

(平成25年4月現在)

組織名	構成		分掌事務
危機管理対策本部	本部長 副本部長 本部員	市長 危機管理担当副市長 他の副市長 教育長 各部長	緊急措置 自衛隊等の派遣要請 避難の指示・勧告 警戒区域の設定 組織・動員の指令 応援要請
現地危機管理対策本部	本部長 副本部長 本部員	市長が指名する職員	・情報の収集、報告 ・被災者の救援 ・救援物資の配付 ・被災者への給付貸付け ・被災者の市民相談 ・被災施設の調査

組織名	責任者	構成	主たる分掌事務
事務局	市長公室長	各課危機管理担当者	・本部と各対策部の連絡調整 ・関係機関への連絡調整
		市長公室 公民協働推進室 秘書課 政策企画室 いずみアピール課	・危機管理対策本部の設置・運営 ・危機管理の記録報告 ・危機管理マニュアル ・気象予警報の収集伝達 ・広報 ・報道機関との連絡調整 ・市民相談広聴 ・現地本部及び町会・自治会との連絡調整
			・本部長等の秘書 ・議会等関係者との連絡調整

総務部	総務部長	総務課 財政課 契約検査室 税務室 滞納債権整理回収課 人事課 人権・男女参画室 人権文化センター 会計室 行政委員会総合事務局 議会事務局	・地区班の出動・撤収 ・出動人員把握 ・組織動員計画 ・危機管理緊急予算 ・車両管理
環境産業部	環境産業部長	市民課 出張所 環境保全課 生活環境課 商工労働室 農林課	・ごみ等の応急処置、清掃 ・応急汲み取り ・環境の保全 ・経済関連被害調査 ・被災事業者への融資斡旋 ・農林水産施設等の応急対策 ・緊急物資の購入、契約 ・遺体火葬もしくは埋葬 ・山間崩落等の応急対策
健康部 (生きがい健康班、こども班)	生きがい健康部長 こども部長	健康づくり推進室 保険年金室 高齢介護室 障がい福祉課 生活福祉課 総合福祉会館 こども未来室	・被災者救援の総括 ・救援物資 ・応急保育 ・感染症予防、応急措置 ・要援護者支援
都市デザイン部 (都市班、土木班)	都市デザイン部長	再開発室 公園緑地課 都市政策課 建築・開発指導室 建築住宅課 道路河川室 土木維持管理室	・浸水被害調査、応急復旧 ・土木施設の被害調査、応急復旧 ・交通規制 ・公園施設の被害調査、応急復旧 ・関係施設の被害調査、応急復旧 ・被災建築物の応急危険度判定 ・応急仮設住宅の建設 ・公共施設の応急復旧

上下水道部	上下水道部長	経営総務課 お客さまサービス課 水道工務課 浄水課 下水道整備課	・浸水被害調査、応急復旧 ・下水道施設の応急復旧 ・水道施設の被害調査、応急復旧 ・応急給水 ・給水資機材の確保 ・給水広報
医療部	事務局長	和泉市立病院	・緊急医療 ・巡回医療
教育部 (学校教育班、生涯学習班)	教育次長	総務課 指導室 教育センター 生涯学習課 スポーツ振興課 文化財振興課 読書振興課 青少年センター 久保惣記念美術館 各学校・園	・応急教育 ・教職員の指導、連絡、調整 ・学校園への指令、連絡調整 ・被災児童等への応急措置 ・避難所開設 ・学校園の管理

(別表 4) 危機事象発生状況報告書

(第 報) 平成 年 月 日 時 分現在

発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分		
発生場所			
報告者	所 属	受信者	職・氏名
	職・氏名	受信時間	平成 年 月 日 () 時 分

危機管理 事 象発生 の 概要						
被害 の 状 況	死傷者	死 者	不明 人	住 家	全壊 棟	一部破損 棟
		負 傷 者	計 人		半壊 棟	計 棟
応急 対策 の 状 況	危機管理対策本部 の設置				(現地危機管理対策本部)	
備考						

（別表５）行政の信頼を損なう事象発生状況および事後処理報告書

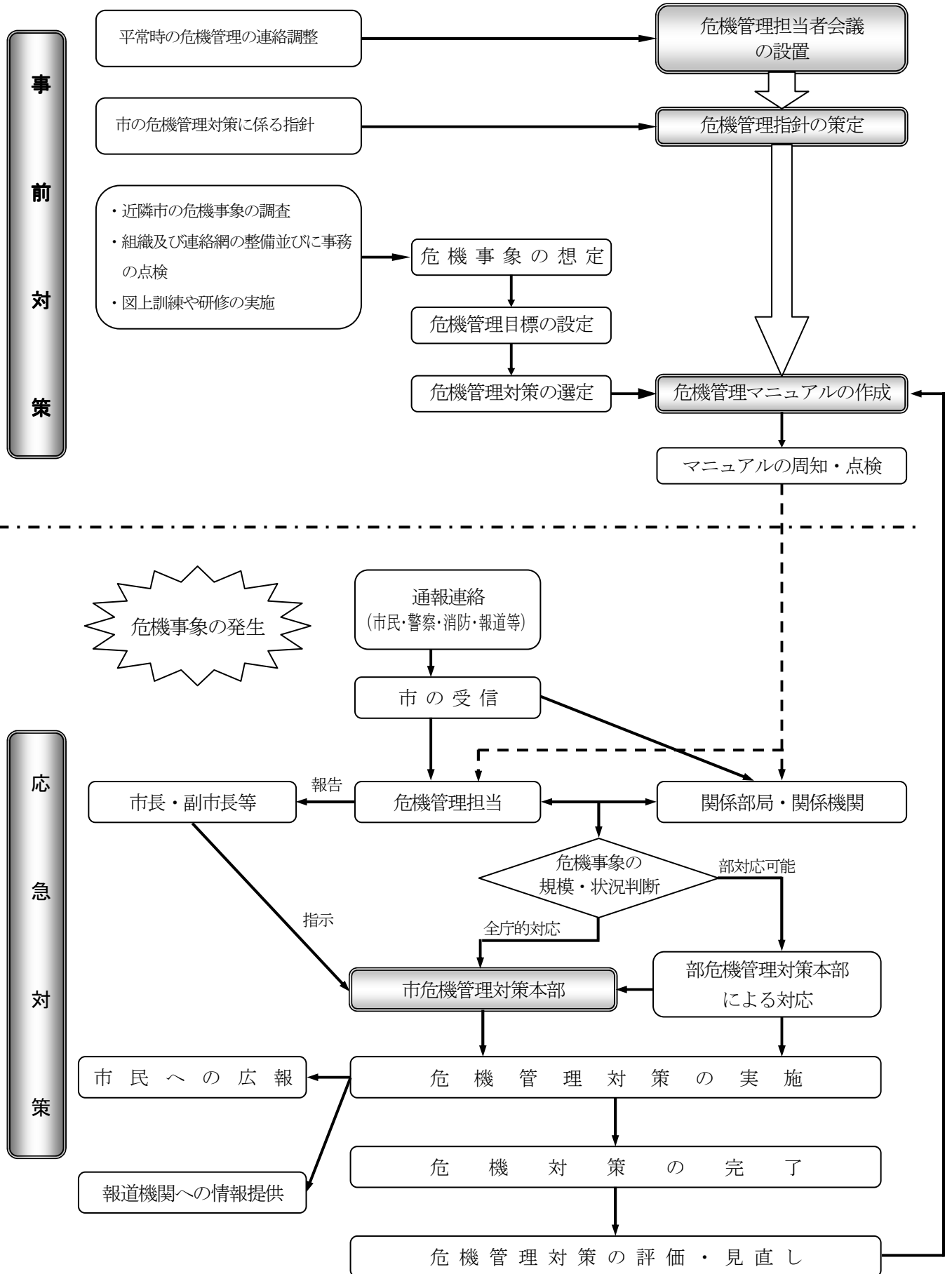
（第 報） 平成 年 月 日 時 分現在

危機事象			
発生日時	平成 年 月 日 （ 曜日） 時 分		
報告者	所 属 （ ）	受信者	職・氏名
	職・氏名 （ ）	受信時間	平成 年 月 日 （ ） 時 分

危機管理事象発生の時系列を含む具体的内容	（上司への報告時間や内容なども記入のこと）		
協力要請機関			
危機管理事象発生からの初期行動内容	（上司からの指示内容及び行動開始時間なども記入のこと）		
対策措置後の状況	部危機管理対策本部の設置の有無	（ 有 ・ 無 ）	市危機管理対策本部の設置 （ 有 ・ 無 ）
危機管理対策の評価・見直し			

※事故再発防止マニュアル及び報道関連記事を添付の上、人事課・危機管理担当に合議の上、市長決済を仰いでください。

和泉市危機管理のためのシステム



情報連絡図

